

ねんきん

通信

国民年金の未加入って？ その2

先月号(9月)のまとめ

- 国民年金の未加入問題では、特定の年代において、
●加入しなくてもよい立場ゆえに加入していなかった未加入期間(任意適用)
- 加入しなければならない立場にもかかわらず加入していなかった未加入期間(強制適用)

という二つの意味合いがありました。さらに、加入すらできない適用除外期間というものもありました。平成3年4月以降はほとんどすべての方が国民年金に何らかの形で加入することが義務付けられております。

未加入の期間はどうかの？

強制加入の対象で未加入だった期間(上記●)は、受給資格期間(最低25年間～老齢基礎年金の受給資格を満たすために最低必要とされる期間)に算入されないため、未加入期間が長期に及ぶと年金が受給できなくなることがあります。その場合、60歳から70歳までの任意加入制度を利用し、受給可能となる場合があります。

任意適用対象で未加入だった期間(上記●)や加入すらできなかった適用除外期間は、年金受給に必要な受給資格期間に算入されます。ただし、受給額には反映されない合算対象期間(カラ期間)とされます。

現在、年金保険料を40年間納めて794,500円(平成16年度基準)の満額年金を受給できます。任意適用対象で未加入期間が20年間ある場合、年金受給に必要な受給資格期間である25年間の計算上は算入されますので、年金受給が可能となります。しかし、受給額には算入されず、受給額は満額×20年/40年、つまり、半額の397,250円となります。

もし、受給額の増額を希望される方は、60歳から65歳までの任意加入制度を利用し、年金額を増額又は満額とすることができます。

未加入を防ぎましょう！

現在の制度では、海外居住者などを除いて、ほぼ全ての方が国民年金の強制加入対象者とされています。

会社などを辞めた場合には、必ず、国民年金の手続きが必要となりますので、忘れずに届出ることが、将来の安心設計に繋がります。

また、被用者年金の被保険者等(サラリーマン)に扶養されている配偶者(被扶養配偶者)で、20歳以上60歳未満の人は第3号被保険者となりますが、配偶者の退職に伴って第3号被保険者の資格が無くなるにもかかわらず、第1号被保険者(自身で保険料納付が必要)の資格種別変更手続きを怠ったため、引き続き見掛け上第3号被保険者として登録されているケースが見られます。

配偶者が直ぐに就職し被用者年金の被保険者等になった場合、それ以降は適切な第3号被保険者なのですが、立場が変更したことに伴う届出を遺漏した期間については、後日、年金請求などの際に正しいものに訂正され、しかも、再就職したときの第3号被保険者の届出が遺漏しているため、第3号被保険者としての納付済期間が取り消されるという事態に至りかねません。

こうなりますと、ご自身の年金受給権すら失う場合もございますので、節目節目での適切な届出が不可欠です。特に第3号被保険者は保険料の納付が発生せず届出の必要性を認識しにくいので、このような最悪の状況を生じさせる場合があります。

もしかすると自分も!?、という不安を抱かれた場合は、早急に役場町民課福祉住民係にてご相談ください。2年間程度であれば、さかのぼって有効期間とすることができます。

適切な届出と併せて免除制度なども活用することによって、賢く国民年金とお付き合いしてゆきましょう!!

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

ご寄付ありがとうございます
8月

◇社会福祉に

〔香典返しの一部〕

高橋 秀夫さん(母)栄 町

阿部 雄一さん(父)栄 町

佐々木サヨ子さん(夫)字間寒別

糠 みよのさん(夫)字間寒別

〔J・R感謝祭売上金〕

J・R 幌延駅

◇幌延町に

〔ご厚志〕

幌延建設協会

戸籍の窓

8月

☆お誕生おめでとう

大野みはるさん(父)迫栄 町

白田 小葉さん(父)博四条北一

☆ご結婚おめでとう

横峰 幸人さん

木村 絵美さん (字上幌延)

★お悔やみ申し上げます

高橋トシ子さん(80歳)栄 町

阿部 和雄さん(52歳)栄 町

佐々木俊二さん(79歳)字間寒別

糠 輝雄さん(83歳)字間寒別